

市 川 市 機 械 設 備 工 事

共 通 仕 様 書 の 細 則

令 和 8 年 版

市 川 市

(令和8年4月改訂)

第 1 節 法令の遵守

1. 1 (法令及び指導要綱等の遵守)

工事施工にあたっては下記の法令及び本市指導要綱等を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| (A) 建築基準法 | (B) 建築基準法施行条例 |
| (C) 建設業法 | (D) 水道法 |
| (E) 下水道法 | (F) 道路交通法 |
| (G) 消防法 | (H) 電気事業法 |
| (I) ガス事業法 | (J) 振動規制法 |
| (K) 騒音規制法 | (L) 水質汚濁防止法 |
| (M) 大気汚染防止法 | (N) 労働基準法 |
| (O) 労働安全衛生法 | (P) 労働者災害補償保健法 |
| (Q) 中小企業退職金共済法 | (R) 文化財保護法 |
| (S) 千葉県水道事業給水条例 | (T) 千葉県公害防止条例 |
| (U) 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例 | (V) 市川市公害防止条例 |
| (W) 市川市下水道条例 | (X) 市川市火災予防条例 |
| (Y) 市川市建設工事指導要綱 | (Z) その他関係法令 |

1. 2 (公共事業に関する遵守事項)

公共事業の受注者は公共事業処理要綱、職業安定法、緊急失業対策法その他諸法令及び労働関係諸規定を遵守すること。なお、この場合の費用は、受注者の負担とする。

第 2 節 工事関係図書

2. 1 (実施工程表)

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (e) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

2. 2 (施工計画書)

- (a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (b) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の

- 施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (c) (b) の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
- (d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

2. 3 (施工図等)

- (a) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (b) 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (c) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講じる。

2. 4 (工事の記録)

- (a) 監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (c) 工事の施工に際し、試験を行った場合には、直ちに記録を作成する。
- (d) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
- (1) 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (2) 一工程の施工を完了した場合
 - (3) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
 - (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (e) (a) から(d) の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。
- (f) 工事記録写真については、【別表 1 (市川市機械設備工事記録写真作成要領)】による。

2. 5 (提出書類及び図書類)

本工事で提出する書類等は、【別表 2 (提出書類および図書等)】による。

第 3 節 工事現場管理

3. 1 (施工管理)

- (a) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

3. 2 (電気保安技術者)

- (a) 電気保安技術者の適用は、特記による。
- (b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督職員の承諾を受ける。
 - (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (c) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

3. 3 (施工条件)

- (a) 施工時間は、次による。
 - (1) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を受ける。
- (b) (a) 以外の施工条件は、特記による。

3. 4 (品質管理)

- (a) 2.2(施工計画書)の(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。
- (b) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
- (c) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は監督職員と協議する。

3. 5 (施工中の安全確保)

- (a) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（平成 5年 1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成 7年 5月25日付け 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (b) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (c) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (d) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来たさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (e) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。

(f) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。

(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

(g) 現場に出入りする工事従事者すべてに下記の腕章を着装させ、安全管理の徹底を図る。

①大きさ 縦 9cm×横39cm ビニール製 (つくし工房ヘリア腕章程度)

②記載内容 下図参照 安全マーク：緑色 7mm, 線：緑色 5mm,
文字：黒30mm (ピン、ハメ、ひも付)

③工種別色分け

・ 建築、土木：ピンク ・ 空 調：アイブルー ・ 給 排 水：ブルー
・ 電 気：イエロー ・ そ の 他：オレンジ



3. 6 (交通安全管理)

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

3. 7 (災害時の安全確保)

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

3. 8 (施工中の環境保全等)

(a) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51 年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第 138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第 137号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5年 1月12 日付け 建設省経建発第 3号）に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

(b) 塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当

該製品の製造所が作成したJIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業現場内の表示及び安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

(c) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

3. 9 (養生)

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、損傷しないよう適切な養生を行う。

3. 10 (後片付け)

工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

第4節 機器及び材料

4. 1 (環境への配慮)

(a) 工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に定めるところにより、環境負荷を低減できる機材を選定するよう努める。

(b) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

(c) 工事に使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。

4. 2 (機材の品質等)

(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設として使用する機材は、新品でなくてもよい。

(b) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に適合するものとする。

(c) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

(d) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督職員に提出する。

(e) 機材の色等については、監督職員の指示を受ける。

(f) 設計図書に定められた機材の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

(g) 機器には、製造者名、製造年月、形式、形番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。

- (h) 本工事で使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、規格等は、営繕仕様書「材料・機材等の呼称及び規格」による。
- (i) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、「市川市機械設備工事共通仕様書第9条（疑義に対する協議等）」による。

4. 3 （機材の搬入）

機材の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

4. 4 （機材の検査等）

- (a) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (b) (a) による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (c) 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないとして監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

4. 5 （機材の検査に伴う試験）

- (a) 試験は、次の機材について行う。
 - (1) 機材の各項で指定された機材
 - (2) 【別表3（機材の試験）】に該当する機材
 - (3) 特記により指定された機材
 - (4) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- (b) 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）等の法規又は規格に定めのある場合は、それによる。
- (c) 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督職員に提出する。
- (d) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

4. 6 （機材の保管）

搬入した機材は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

第5節 施 工

5. 1 （施 工）

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。

5. 2 (技能士)

技能士は、次によるものとし、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。

- (1) 技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に定めるところによる一級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督職員に提出する。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、職種別に1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

5. 3 (一工程の施工の確認及び報告)

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。
なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

5. 4 (施工の検査等)

- (a) 設計図書に定められた場合、5.3(一工程の施工の確認及び報告)により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。
- (b) (a)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (c) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

5. 5 (施工の検査に伴う試験)

- (a) 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められている場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
 - (3) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。

5. 6 (施工の立会い等)

- (a) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。
 - (1) 設計図書に定められている場合
 - (2) 主要機器を設置する場合
 - (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
 - (4) 総合調整を行う場合
 - (5) 監督職員が特に指示する場合
- (b) 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
- (c) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

5. 7 (工法等の提案)

設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質、性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は、監督職員と協議する。

5. 8 (化学物質の濃度測定)

- (a) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (b) 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。
- (c) 測定を実施した場合は、測定結果を報告書としてまとめ、監督職員に提出する。

第 6 節 工事検査及び技術検査

6. 1 (工事検査)

- (a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(1)から(3)までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
 - (2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。
- (b) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(a)(2)及び(3)の要件を満たすものとする。
- (c) 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(a)(1)から(3)の要件を満たすものとする。
- (d) (a)から(c)の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (e) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

6. 2 (技術検査)

- (a) 技術検査は、次の時期に行う。
 - (1) 6.1(工事検査)の(a)から(c)に示す工事検査時
 - (2) 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合。
 - なお、検査日は、受注者等の意見を聞いて、発注者が定める。
 - (3) 施工途中における事故等により、発注者が特に必要と認めた場合。
 - なお、検査日は、発注者が定める。
- (b) 技術検査は、通知された検査日に受ける。
- (c) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

第 7 節 完成図等

7. 1 (完成時の提出図書)

- (a) 工事完成時（指定部分に係る工事完成時を除く。）の提出図書は、次のとおりとする。
 - (1) 完成図
 - (2) 保全に関する資料
- (b) (a) の図書に目録を添付し、監督職員に提出する。

7. 2 (完成図)

完成図は、工事目的物の完成時の状態を明瞭、かつ、正確に表現したものとする。

- (1) 図面の種類は、特記による。なお、特記がなければ、次による。

- (イ) 屋外配管図
- (ロ) 各階平面図及び図示記号
- (ハ) 主要機械室平面図及び断面図
- (ニ) 便所詳細図
- (ホ) 各種系統図
- (ヘ) 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
- (ト) 浄化槽設備、昇降機設備、機械式駐車設備及び医療ガス設備の図

- (2) 様式

原図は、記載する寸法、縮尺、文字、図示記号等は設計図書に準ずる。

- (3) 提出部数等

特記若しくは監督職員の指示によるもの以外は、次による。

金文字入り黒表紙完成図（原設計図及び完成図）A4版を1部、及び観音開き黒文字入り表紙付完成図（原寸版）1部を【別表4（完成図の提出について）】により提出する。また、本工事における提出書類及び図書等は、【別表2（提出書類および図書等）】による。

ただし、製作図の場合は、原図は不要とする。

- (4) 次のものはCD-R(DVD-R)にデータを取り込んで提出すること。

○完成図及び施工図CADデータ

- ・図脳Rapid/Pro Ver13以降(.zsd.zsdx)
- ・AutoCAD R14以降(.dwg)
- ・JW-CAD DOS/Win版(.jww.jwc)

○工事完成写真（施工写真）データ

○その他、監督職員の指示によるもの。

なお、データ格納フォルダ構成については、【別表9（工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成）】による。

- (5) 完成図書等は、420mm（幅）×325mm（奥行）×270mm（高さ）程度の箱に収めて提出すること。箱の材質等の詳細は、監督職員の指示により決定すること。

7. 3 (保全に関する資料)

- (a) 保全に関する資料は、次により、提出部数は特記による。特記がなければ2部とする。

- (1) 保守に関する指導案内書（建築物等の利用に関する説明書、機器取り扱い説明書等）
 - * 各設備の機能が十分発揮しうるよう主要機器を含めた装置の取り扱い説明及び保守についての事項を記載したものとする。
- (2) 機器性能試験成績書
 - * 各機器の性能、作動試験等を記載したものとする。
- (3) 官公署届出書類
- (4) 主要機器一覧表
- (5) 総合調整測定表
- (b) 資料の作成に当たっては、監督職員と記載事項に関する協議を行う。また、作成後は監督職員に内容の説明を行う。

7. 4 (標識その他)

- (a) 消防法（昭和23年法律第 186号）等に定めるところによる標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等）を設置する。
 - (b) 機器には、名称及び記号等を記入する。【別表 5（機器類の標示）】
 - (c) 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。
 - なお、配管の識別は、原則として、JIS Z 9102（配管系の識別表示）によるものとし、識別方法及び色合いは監督職員の指示による。
 - (1) 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。
 - (2) 弁には、弁の開閉を表示する。
- 【別表 6（配管系の識別表示等）】

7. 5 (保守工具)

当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、柵等の保守点検に必要な工具一式を監督職員に提出する。

第 8 節 衛生器具標準図等

8. 1 (図面の衛生器具記号等)

図面に示す衛生器具記号等は、【別表 7（衛生器具表）】を参照とする。

8. 2 (衛生器具標準図)

幼稚園、保育園、小・中学校の衛生器具位置、離れ及び高さ等の寸法は【別表 8（衛生器具標準図）】を基準とする。

第 9 節 その他

9. 1 (保温、塗装及び防錆工事)

営繕仕様書の保温、塗装及び防錆工事の項による他、下記による。

(a) 使用する保温材は、次のとおりとする。

- ・ロックウール保温材
- ・グラスウール保温材
- ・ポリスチレンフォーム保温材(屋外架空及び多湿箇所)

(b) 消火管の屋外架空配管は保温を行う。保温の種別は給水管の項による。

(c) 暗渠内(ピットを含む)における既存鋼管類の改修接続箇所等については、防食材による防食処理を行う。

9. 2 (耐塩害仕様)

(a) 耐塩害仕様の対象とする機器は以下の通りとする。

- ・冷暖房機室外機
- ・冷却塔
- ・エアハンドリングユニット(屋外設置のみ)

(b) 耐塩害仕様とする地域は、JR総武線以南(高架下を含む)市内地域とし、標準仕様とする地域は、JR総武線以北市内地域とする。ただし、標準仕様とする機器については、機器の設置場所・使用状況を考慮して、耐塩害仕様としても良い。

以上

【別表 1】

市川市機械設備工事記録写真作成要領

1. 目 的

- 1) 設計図、仕様書に準拠して、工事記録写真の撮影並びに保管が円滑に取り扱われることを目的とする。
- 2) 工事について疑義が生じた場合の判断の資料とする。

2. 記録写真の分類

- 1) 工事記録写真は着工前、施工途中及び完成の写真を用いる。

3. 工事記録写真撮影要領

1) 撮影者

- ① 写真の撮影については、十分な経験を有するものとし、選定に際しては、事前に監督職員と協議する。

2) 撮影箇所

- ① 記録写真は、工事の不可視部分及び施工の状況を撮影するものとし、次の表を標準とする。なお、写真は、施工が適切な状況であることを証明できるものでなければならない。
- ② 設計変更部分の撮影については、監督職員の指示によるものとする。

工 種	撮 影 対 象	撮 影 方 法 及 び 注 意	撮 影 枚 数
材 料	不可視部分に使用する材料	規格、製造業者名、商標等を入れて撮影する（保温材料は荷作りのままでよい）	適 宜
配管及びダクト工事	スリーブ、インサート、及び箱入れ	コンクリート打ち前の状況を示す	各階ごとに適宜
	いんぺいされる配管及びダクト	コンクリート埋入み部分及び天井裏の配管状況を示す	〃
	試 験	配管の水圧及び満水試験の状況を示す	〃
地中埋設物	埋設管及びます類	根切り、地業及び各種配管の状況を示す	各系統ごとに適宜
	既設管及びますへの接続	給水本管よりの接合、分岐施工の状況、排水本管及びますへの接合施工の状況を示す	
し尿浄化槽	FRP製内部装置	埋戻し状況を示す	適 宜
		施工の状況を示す	〃
地下貯油槽	油槽	地下貯油槽は、消防署立会い検査ごとに撮影する	適 宜
保温防露工事	施工状況	給排水、給湯及びダクトの各工種の施工状況を示す	各工種ごとに適宜

3) 撮影方法

- ① 記録写真には、工事名、工事種別及び撮影対象の位置又は測点、設計及び実測寸法等を記入した小黒板を入れる。（略図で示してもよい。）
- ② 撮影対象には、必要に応じ基準線及び主要寸法、高さ、幅、厚み、径、間隔等が読み取れるよう十分考慮して撮影する。また、材質の確認としてラベル、J I Sマーク等を把えて撮影する。
- ③ 塀、家屋等に接近して深い掘削を行う場合、鋼矢板、基礎杭の打込み等の振動で近接家屋等に影響があると推定される場合、その他水替え等による沈下の恐れがある場合には、着工前に現況を調査の上、撮影しておく。

4. 写真の大きさと種類

- 1) 原則として、手札版とする。また現像については、カラー・プリントとする。
(デジタルカメラによる撮影も可。)

5. 編 集

- 1) アルバムの表紙には、工事名称、工期及び受注名を記入する。なお、写真に必要な説明を付記する。

6. 提 出

- 1) 受注者は、記録写真をその都度作成し、現場事務所に常備する。
- 2) 受注者は、工事の完成及び出来形検査以前に記録写真を編集し、速やかに監督職員に提出する。

【別表 2（提出書類および図書等）】

提出書類および図書等

No.	提出書類	部数	提出時期	備考
1	実 施 工 程 表	2	契約後14日以内	ネットワーク工程表
2	主任技術者等選任届	1	契約後 7日以内	工事経歴書
3	下 請 業 者 選 定 届	2	契約後20日以内	変更の場合、その都度提出
4	施 工 図 、 製 作 図	2	実 施15日前	機械設備メーカーリスト共 (別表 1 0 参照)
5	施 工 計 画 書	2	実 施15日前	同 上
6	月 間 工 事 状 況 報 告 書	1	月 毎10日以内	工事進捗表、写真、日報等
7	打 合 せ 議 事 録	1	打合せ後 3日以内	
8	材料及び機器等試験報告書	1	試験後10日以内	
9	出荷証明書および納品書	1	納入後速やかに	
10	工 事 記 録 写 真	1	監督職員の指示	各工種毎 (別表 1 参照)
11	保 証 書	1	完成時	
12	工 事 完 成 写 真	1	完成時	
13	引 渡 し リ ス ト	1	完成時	鍵、取扱説明書等
14	官 公 署 届 出 書 類 控	1	完成時	
15	完 成 図	1	完成後14日以内	CD-R共 (別表 4、 9 参照)
16	グリーン購入実績表	1	完成時	グリーン購入法対象機器を使用した場合 (自由書式：別表 1 1 参照)
17	建築副産物処理承認申請書	各2	計画時	産業廃棄物が発生した場合に 提出
	再生資源利用(促進)計画書			
	コブリス・プラス 工事登録証明書(計画)		計画時・完成時	
	産業廃棄物処理委託契約書の写し			
	産業廃棄物運搬・処分業許可証の写し			
	建 築 副 産 物 処 理 調 書		完成時	
	再生資源利用(促進)実施書			
	コブリス・プラス 工事登録証明書(実施)			
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し			
18	受注時工事カルテ受領書の写し	1	契約後10日以内	500万以上の工事のみ提出
19	完成時工事カルテ受領書の写し	1	完成後10日以内	500万以上の工事のみ提出
20	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書の写し	1	竣工1ヶ月前まで	1000万以上の工事のみ提出
21	検 査 等 依 頼 書	1	実施7日前	別表 1 2 参照
22	そ の 他	監督職員の指示による		

【別表 3（機材の試験）】

機材の試験

①

機 材			試 験 項 目
弁 類	減 圧 弁		水圧及び作動
	安 全 弁		水圧及び作動
	温 度 調 整 弁		水圧及び作動
	電 磁 弁		水圧及び作動
	電 動 弁		水圧及び作動
ポンプ 類	遠 心 ポ ン プ		揚水量、揚程、電流値及び水圧（ポンプ本体）
	小型給水ポンプユニット		ポンプごとに、揚水量、揚程、電流値及び水圧
	水道用直結加圧形 ポンプユニット		ポンプごとに、揚水量、揚程、電流値及び水圧
	水中モーターポンプ		揚水量、揚程、電流値及び水圧（ポンプ本体）
	真空給水ポンプユニット （真空ポンプ方式）		揚水量、給水圧力、空気量、真空度及び電流値
	真空給水ポンプユニット （エゼクター方式）		真空度及び電流値
	オ イ ル ポ ン プ		揚油量、全圧力及び電流値
タンク 類	鋼 鉄 製 タ ン ク		満水及び内部防錆被膜
	F R P 製 タ ン ク ステンレス鋼板製タンク		満水
	貯 湯 タ ン ク		水圧
	オ イ ル タ ン ク	地 下 式	水圧及び外面防錆被覆（二重殻タンクは水圧のみ）
		そ の 他	満水
	膨張タンク	開 放 形	満水及び内部防錆被膜
		密 閉 形	水圧又は気密
	還 水 タ ン ク		満水
	熱 交 換 器		能力及び水圧
	ヘ ッ ダ ー	蒸 気	水圧
		そ の 他	水圧及び亜鉛めっき付着量

機 材 の 試 験

②

機 材		試 験 項 目
工 事 用 機 材 空 気 調 和 設 備	ボ イ ラ ー	熱出力、水圧及び騒音
	小 型 貫 流 ボ イ ラ ー	熱出力及び水圧
	鋼 製 簡 易 ボ イ ラ ー	熱出力及び水圧
	温 水 発 生 機	真 空 式 熱出力、水圧及び気密
		無 圧 式 熱出力、水圧及び満水
空 用 機 材 空 気 調 和 設 備	温 風 暖 房 機	熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音
	吸 収 冷 温 水 機	冷凍能力、加熱能力、電動機出力、騒音、水圧及び気密
	吸 収 冷 温 水 機 ユ ニ ッ ト	冷凍能力、加熱能力、電動機出力、水圧、気密冷却能力及び騒音
	冷 凍 機	圧 縮 式 冷凍能力、電動機出力、振動、騒音、水圧及び気密耐圧
		吸 収 式 冷凍能力、騒音、水圧及び気密
	空 気 熱 源 ヒ ー ト ポ ンプ ユ ニ ッ ト	冷凍能力、加熱能力、電動機出力及び騒音
	氷 蓄 熱 ユ ニ ッ ト	営繕仕様書 第3編第1章第5節 1.5.11「試験」(1)から(10)による
	冷 却 塔	冷却能力及び騒音
	送 風 機	風量、静圧、回転数、電流値及び騒音
	パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び気密耐圧
	マ ル チ パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び気密耐圧
	ガ ス エ ン ジ ン ヒ ー ト ポ ンプ 式 空 気 調 和 機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び気密耐圧
	ユ ニ ッ ト 形 空 気 調 和 機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び水圧
	コ ン パ ク ト 形 空 気 調 和 機	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び水圧
	フ ァ ン コ イ ル ユ ニ ッ ト	能力、風量、定格消費電力、損失水頭及び騒音

機材の試験

③

機 材		試 験 項 目
空 用 気 調 機 和 設 備 材	空 気 清 浄 装 置	平均粒子捕集率、初期圧力損失及び試験粉じん供給量
	全 熱 交 換 器	全熱交換率及び圧力損失
	全 熱 交 換 ユ ニ ッ ト	全熱交換率及び騒音
	フ ァ ン コ ン ベ ク タ ー	能力、風量、定格消費電力及び騒音
	ユ ニ ッ ト ヒ ー タ ー	能力、風量及び騒音
	ガ ス 温 水 熱 源 機	熱出力
	吹 出 口	吹出風量、到達距離、拡散半径(シーリングディフューザー)、発生騒音及び静圧損失
	防 火 ・ 防 煙 ダ ン パ ー ピ ス ト ン ダ ン パ ー	漏気量及び作動
	排 煙 口	漏気量及び作動
自 動 制 御 機 器 類		営繕仕様書 第4編第1章第6節による
給 備 排水工事用機材 衛生設	衛 生 器 具 ユ ニ ッ ト	水圧(給水管)、満水及び通水(排水、通気管)並びに排水勾配
	定 水 位 調 整 弁	水圧及び作動
	ガ ス 湯 沸 器	熱出力及び水圧
	潜 熱 回 収 型 給 湯 器	熱出力及び水圧
	排 熱 回 収 型 給 湯 器	営繕仕様書 第3編第1章第4節 1.4.16「試験」(1)から(11)による
	ヒートポンプ式給湯器	熱出力、水圧、電動機出力及び騒音
	太 陽 熱 集 熱 器	集熱性能及び水圧
	太 陽 熱 蓄 熱 槽	水圧、熱出力及び騒音
浄化槽	槽	満水
	機 器	水圧及び作動

機材の試験

④

機 材		試 験 項 目
昇 工 降 事 機 用 設 機 備 材	エ レ ベ ー タ ー 用 電 動 機 及 び 電 動 発 電 機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
	エ レ ベ ー タ ー 用 主 索	素線及び破断
	エスカレーター用電動機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
電 用 気 機 工 工 事 材	盤 類	作動、絶縁抵抗及び耐電圧
	電 動 機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧

注 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に系統連系機能を備える場合は、（一財）日本ガス機器検査協会の検査規定による。

【別表 4（完成図の提出について）】

完成図の提出について

表紙		背表紙
令和〇〇年度	← 完成年度 →	令和〇年度
工 事 件 名		工 事 件 名
完 成 図 書		
工 期（注1）		
受注者名		受 注 者 名

- | | | |
|--------------------|---------|-----|
| 1. 金文字入り黒表紙完成図 | (A 4 版) | 1 部 |
| 2. 観音開き黒文字入り表紙付完成図 | (原寸版) | 1 部 |

上記完成図製本内容

1. 目次
2. 完成図
《完成図》
3. 施工図・製作図
《施工図》《機器図》《計算書》
4. 試験成績表
《機材関係資料》《試験関係資料》
5. 各申請書写し
《官公署届出書》
6. 引渡し関係
《保全に関する資料》
7. 産業廃棄物処理関係書類
《発生材関係資料》

表 現 方 法

- ※ 〇〇は、算用数字とする。
- ※ (注1)
- | | |
|-----|--------|
| 工 期 | 令和〇年〇月 |
| | 令和〇年〇月 |

※CD-Rによるデータ提供は、【別表 9】によるフォルダ構成にて格納するものとし、上記各項《》内は該当する格納内容を示す。

（上記 1. 2、製本内容に関しては、担当と打ち合わせること。）

【別表 5 （機器類の標示）】

（a）機器の標示

本工事により設置した機器には、下記の標示を行う。（文字サイズ2.0cm程度）

- ・ 機器名称及び記号
- ・ 完成年月
- ・ 施工業者名

（b）水槽等の標示

水槽等には、上記の他、次の標示をすること。（文字サイズ10.0cm程度）

- ・ 用途標示(受水槽・消火水槽等)
- ・ 容量等の標示

注) 1. 上記の標示は、カッティングシートにて行う。

注) 2. 標示位置については、監督職員の指示による。

【別表 6 （配管系の識別表示等）】

（a）埋設配管の表示

各埋設配管の上部、地表から約 1 5 0 mm～3 0 0 mm程度の深さに下記の色の埋設表示テープを埋設する。

給水管	………	青	消火管	………	白
ガス管	………	緑	電線類	………	黄

（b）配管の識別の標示

配管の識別は、文字による標記を行うほか、下記による。

給水管	………	青 1 本帯	消火管	………	白・赤・白各 1 本帯
揚水管	………	青 2 本帯	冷温水管	………	青・橙 1 本帯
給湯管	………	橙 1 本帯	冷却水管	………	青・緑 1 本帯
排水管	………	茶 1 本帯	冷媒管	………	緑・橙各 1 本帯
污水管	………	茶 1 本帯	ガス管	………	黄 1 本帯
通気管	………	緑 1 本帯	蒸気管	………	赤 1 本帯

注) 1. 文字による標記は、耐候性ステッカーによる。

注) 2. 矢印により、流れの方向を記入する。

注) 3. 識別の場所については、監督職員の指示による。

（c）バルブ類の標示

バルブ類には、用途のほか 常時開・閉等の状態標示をすること。

【別表7 衛生器具表(大便器、小便器、洗面器、手洗器、掃除流し)】

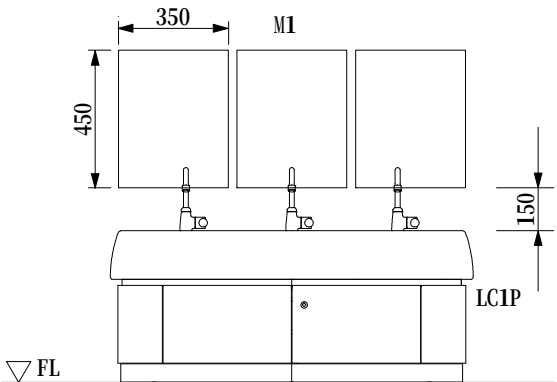
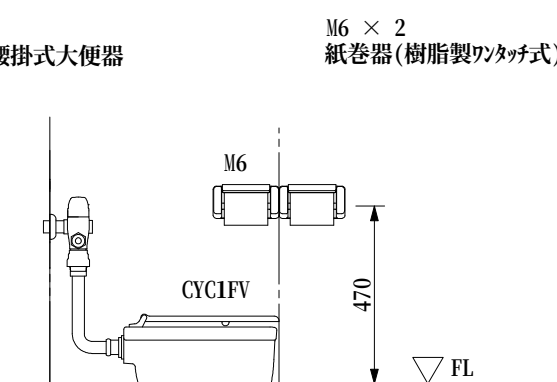
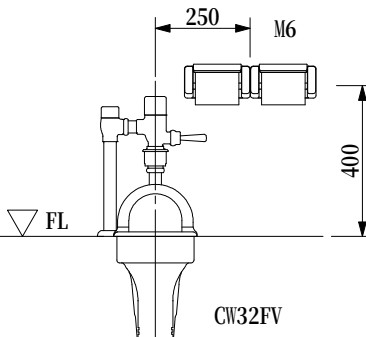
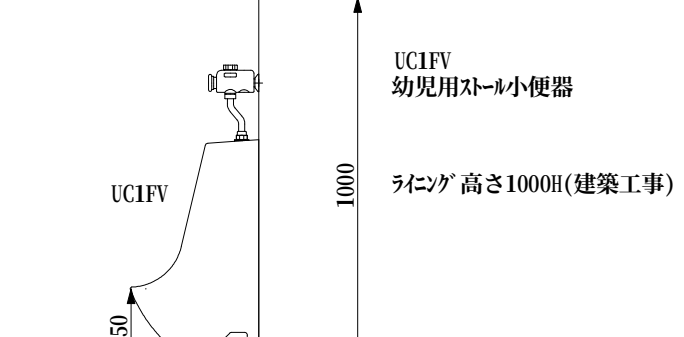
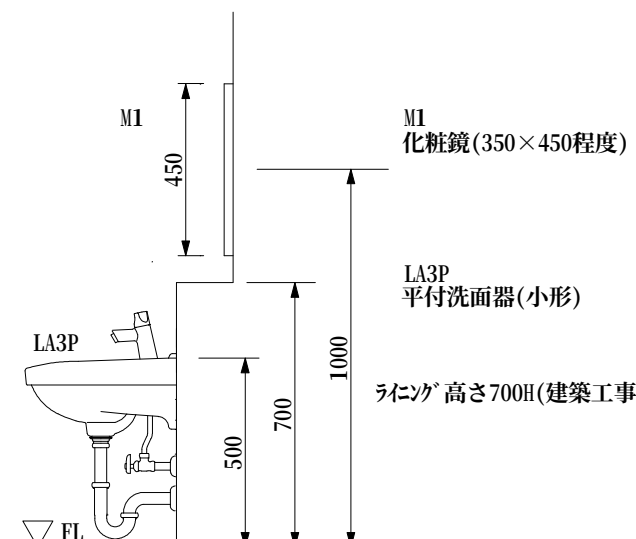
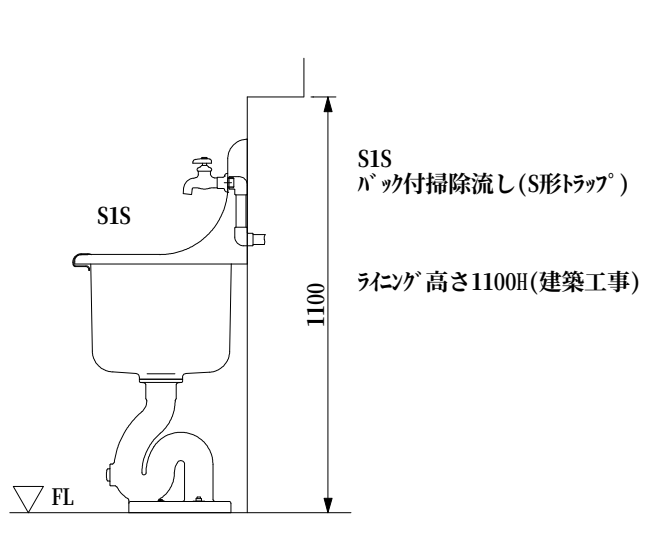
種別		市記号	JIS記号	国交省 記号	規格名称	付属品		TOTO品番(2025.1版)	LIXIL品番(2025.1版)
和 風 便 器	節Ⅰ 水型	CW1FV	C311R	C311R	節水形和風洗出し床上給水Ⅰ形大便器(差込形 又はフランジ形)	(イ)大便器スパッド (ロ)フランジ金物(フランジ形のみ)	節水形フラッシュバルブ	C755VU+TV550S	C-852B+CF-T610B
	節Ⅱ 水型	CYA1FV	C710S	C710S	洗浄弁式床置床排水洗落し節水Ⅱ形便器	(イ)大便器スパッド(必要時のみ) (ロ)大便器床フランジ (ハ)合成樹脂製ふた付便座 (C1111はふた無し) (ニ)便座当り止め(必要時場合) (ホ)ステンレス鋼板製ワンタッチ形紙巻器	節水形フラッシュバルブ(床給水)	CFS494NHNS	C-P25S+CF-T7114A
洋 風 便 器		CYA2FV	C710S	C710S	洗浄弁式床置床排水洗落し節水Ⅱ形便器		節水形フラッシュバルブ(壁給水)	CFS494NHNA	C-P25S+CF-T7110
	多 便 目 所 的 用	CYB1FV	C1111R	C1111R	高座面節水Ⅰ形便器		露出形タッチ式リモコンフラッシュ バルブ	C480AN+TEFV70UA	C-P15HK+OKC-AT610K
		CYB2FV	C1111R	C1111R	高座面節水Ⅰ形便器		隠ぺい形タッチ式リモコンフラッ シュバルブ	C480AN+TEFV75UA	C-P15HK+OKC-AT681
	幼 児 用	CYC1FV	-	-	幼児用腰掛式大便器(1～2歳児向け)		幼児用節水形フラッシュバルブ	CS310B+TV510QC	C-P141SM+CF-60UE2
		CYC2FV	C760S	-	幼児用腰掛式大便器(3～5歳児向け)		幼児用節水形フラッシュバルブ	CS300B+TV560QC	C-P143S+CF-60UE2
小 便 器	壁 掛 形	UA1FV	U520	U520	洗浄弁式壁掛小便器(大形)	(イ)小便器スパッド (ロ)小便器壁フランジ	小便器用フラッシュバルブ	UFH500+TG600PN	U-41R+UF-3JT
		UA2FV	U521	U521	洗浄弁式壁掛小便器(小形)	(イ)小便器スパッド (ロ)小便器床フランジ (ホ)着脱式トラップ	小便器用フラッシュバルブ	UFH557+TG600PN	U-431R+UF-3JT
	床 置 形	UB1FV	U510	U510	洗浄弁式床置小便器(大形)		小便器用フラッシュバルブ	UFH507CR+TG600PN	U-321RM+UF-3JT
		UB2FV	U511	U511	洗浄弁式床置小便器(小形)		小便器用フラッシュバルブ	UFH508CR+TG600PN	U-331RM+UF-3JT
	幼 児 用	UC1FV	-	-	幼児用ストール小便器		幼児用小便器用フラッシュバルブ	U310+T601P	U-201M+UF-3JT
洗 面 器	壁 掛 形	LA1P	L410	L410	カウンター一体形平付洗面器 P形トラップ	(イ)13mm立水栓 (ロ)13mm給水管付アングル形止水栓 (ハ)P形洗面器トラップ (ニ)バックハンガー又はブラケット	レバー式立水栓(単水栓)	L270D+TLC11AR	L-275AN+LF-E02
		LA2P	L410	L410	カウンター一体形平付洗面器 P形トラップ	(イ)13mm立水栓 (ロ)13mm給水管付アングル形止水栓 (ハ)P形洗面器トラップ	自動水栓(単水栓)	L270D+TLE28SS1A	L-275AN+AM-300CV1
		LA3P	L420	L420	平付洗面器(小形) P形トラップ		オートストップ立水栓	L210D+TL19AR	L-132AG+LF-P02B
	幼 児 用	LC1P	-	-	幼児用マルチシンク(高さ500)	(イ)13mm立水栓 (ロ)13mm給水管付アングル形止水栓 (ハ)P形洗面器トラップ	立水栓	SKL300LEAPZ	PS-A30C5HC
掃 除 流 し		S1S	S210	S210	バック付掃除流し S形トラップ	(イ)20mm送り座付横水栓 (ハ)S形掃除流しトラップ (ニ)掃除流トラップ接続金具 (ホ)鎖付共栓 (ヘ)バックハンガー (ト)リムカバー	送り座付横水栓	SK22A+T23AE20C	S-202A+LF-7E-19-U

※節水形大便器の洗浄水量は、節水Ⅰ形は8.5L/回以下とし、節水Ⅱ形は6.5L/回以下とする。

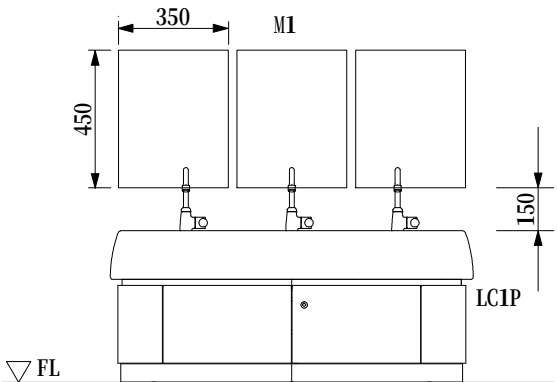
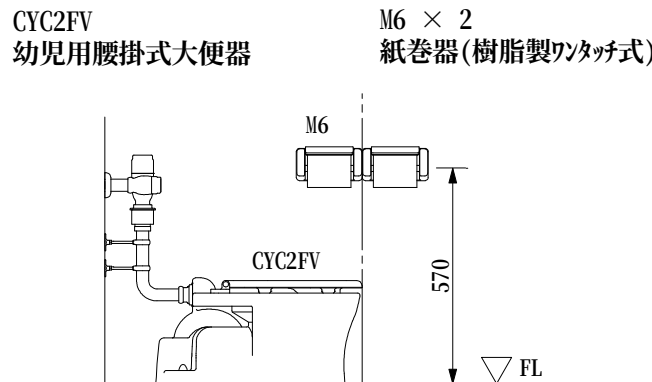
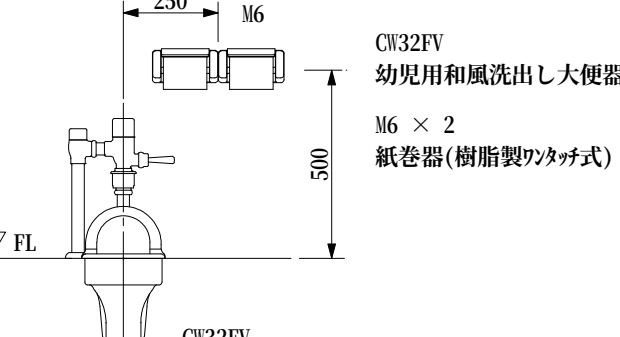
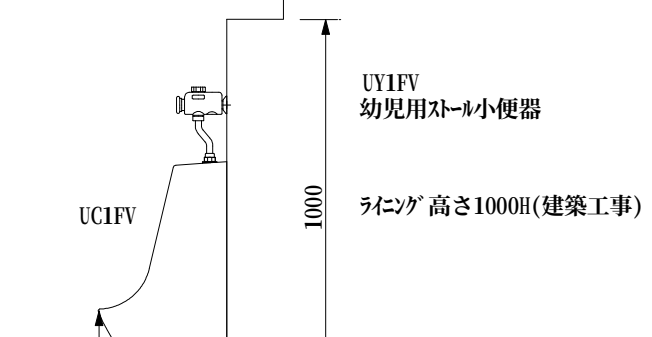
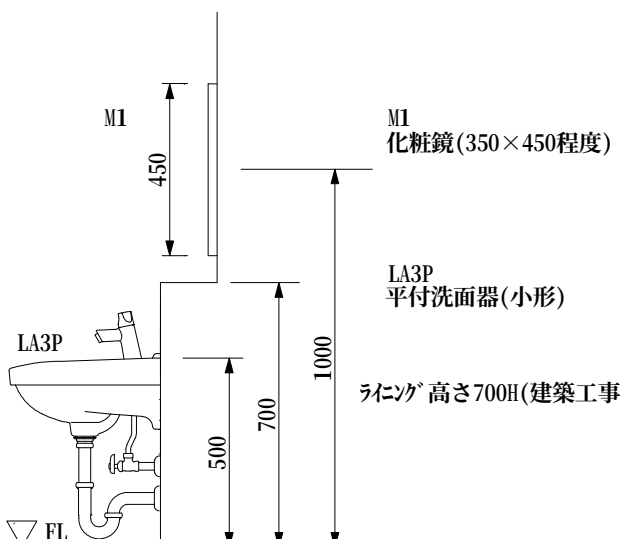
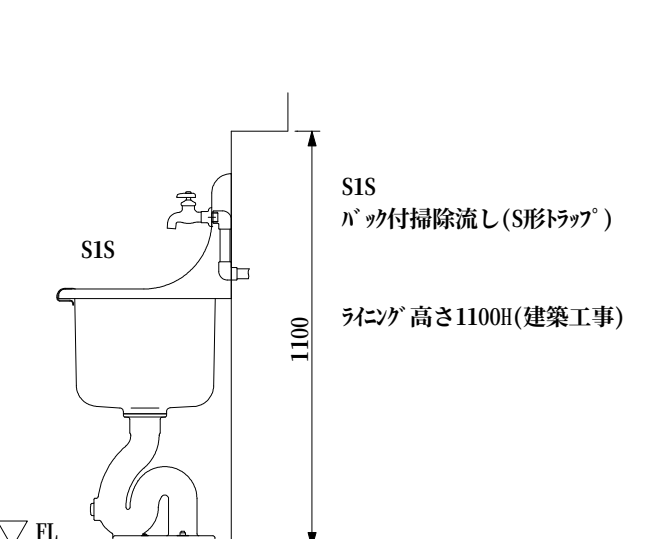
【別表7 衛生器具表(アクセサリ)】

種別	市記号	JIS記号	国交省 記号	規格名称	TOTO品番(2025.1版)	LIXIL品番(2025.1版)
アクセサリ	M1	—	—	化粧鏡(350×450)	YM3545A	KF-3545
	M2	—	—	盗難防止形化粧鏡(350×450)	YMZ3545AE	KF-3545 + A-669-1
	M3	—	—	化粧鏡(350×800)	YM3580AC	KF-3610AS
	M4	—	—	化粧鏡(450×1000)	YM4510FA	KF-5010AG
	M5	—	—	石けん受け	UGA433WW	—
	M6	—	—	紙巻器(樹脂製ワンタッチ式)	YH50	CF-AA22H
	M7	—	—	紙巻器(ステンレス製棚付2連ワンタッチ式)	YH702	CF-63HS
	M8	—	—	和風大便器用耐火カバー	HGS755V	R-40
	M9	—	—	トイレ用擬音装置(AC100Vタイプ)	YES412R	KS-621
	M10	—	—	トイレ用擬音装置(乾電池タイプ)	YES400DR	KS-623
	M11	—	—	洗濯機パン(900タイプ)	PWP900N2W	PF-9064C
	M12	—	—	洗濯機パン(800タイプ)	PWP800N2W	PF-8064AC

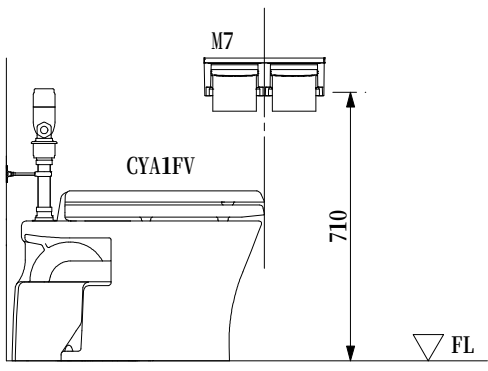
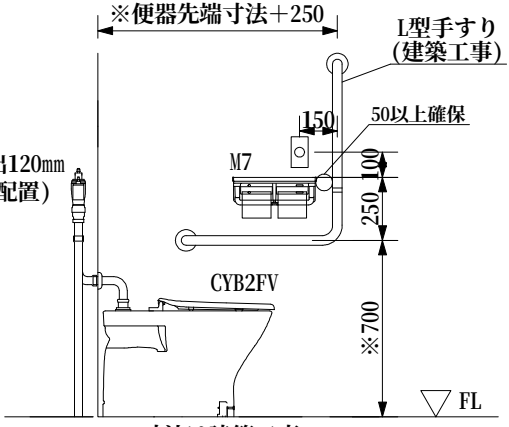
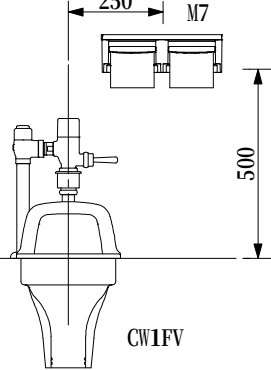
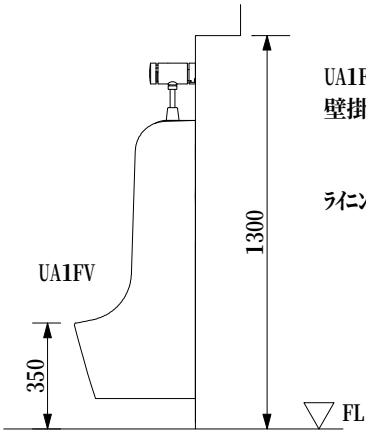
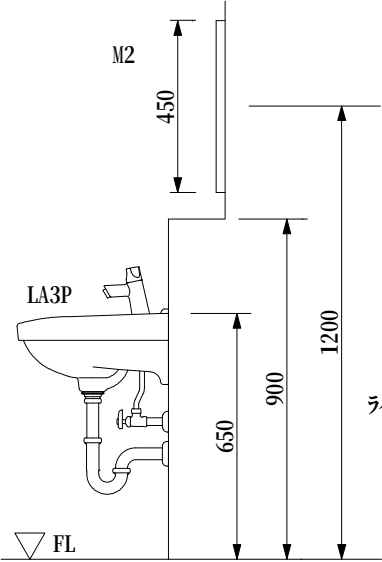
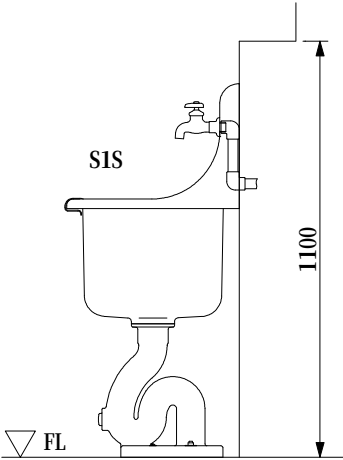
衛生器具標準図(保育園)

教室 流し	洋 風 便 器
 LC1P 幼児用マルチシンク(500H) M1 × 3 化粧鏡(350×450程度)	 CYC1FV 幼児用腰掛式大便器 M6 × 2 紙巻器(樹脂製ワタチ式)
和 風 大 便 器	小 便 器
 CW32FV 幼児用和風洗出し大便器 M6 × 2 紙巻器(樹脂製ワタチ式)	 UC1FV 幼児用ストール小便器 ライング 高さ1000H(建築工事)
洗 面 器	掃 除 流 し
 M1 化粧鏡(350×450程度) LA3P 平付洗面器(小形) ライング 高さ700H(建築工事)	 S1S バック付掃除流し(S形トラップ°) ライング 高さ1100H(建築工事)

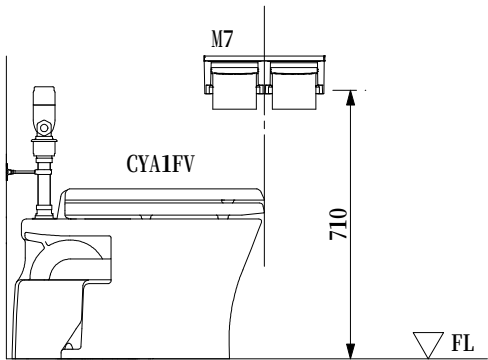
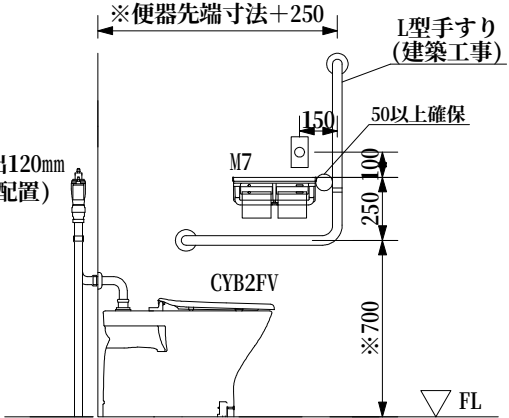
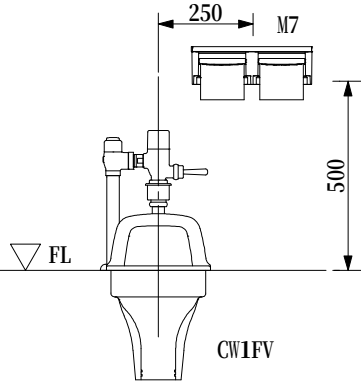
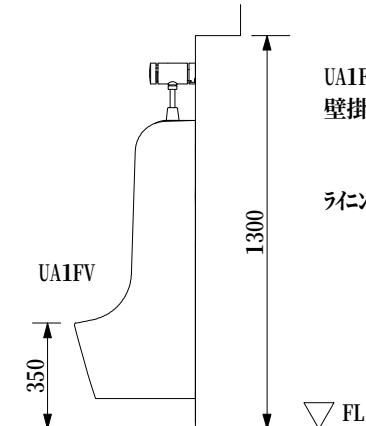
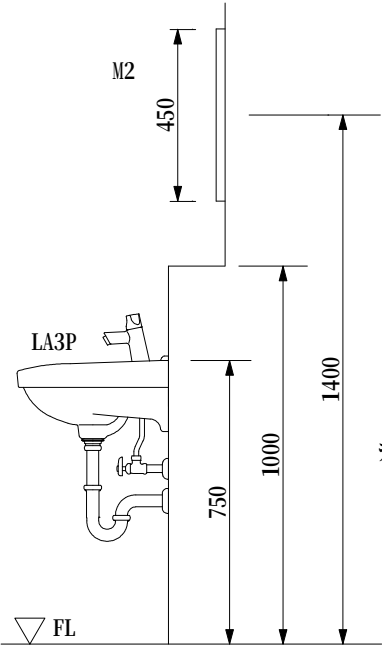
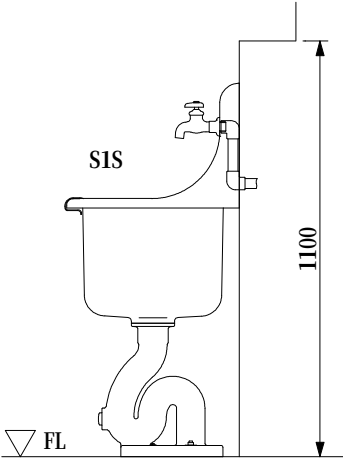
衛生器具標準図(幼稚園)

教室 流し	洋 風 便 器
 LC1P 幼児用マルチシンク(500H) M1 × 3 化粧鏡(350×450程度)	 CYC2FV 幼児用腰掛式大便器 M6 × 2 紙巻器(樹脂製ワッタッチ式)
和 風 大 便 器	小 便 器
 CW32FV 幼児用和風洗出し大便器 M6 × 2 紙巻器(樹脂製ワッタッチ式)	 UC1FV UY1FV 幼児用ストール小便器 ライニング高さ1000H(建築工事)
洗 面 器	掃 除 流 し
 M1 化粧鏡(350×450程度) LA3P 平付洗面器(小形) ライニング高さ700H(建築工事)	 S1S ハック付掃除流し(S形トラップ) ライニング高さ1100H(建築工事)

衛生器具標準図(小学校)

洋 風 便 器	多 目 的 便 所 洋 風 便 器
CYA1FV 洋風サドル節水Ⅱ形便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付2連ワタチ式)  710 ▽ FL	CYB2FV 多目的便所用 洋風サドル便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付 2連ワタチ式) (I型手すり前出120mm 以上の場合の配置)  ※便器先端寸法+250 I型手すり (建築工事) 150 50以上確保 100 250 700 ▽ FL ※寸法は建築工事
和 風 大 便 器	小 便 器
250 M7 CW1FV 節水形和風洗出し床上給水 節水Ⅰ形大便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付2連ワタチ式)  500 ▽ FL CW1FV	UA1FV 壁掛ストール小便器 ラインク 高さ1300H(建築工事)  1300 350 ▽ FL UA1FV
洗 面 器	掃 除 流 し
M2 450 M2 盗難防止形化粧鏡 (350×450) LA3P 平付洗面器(小形) ラインク 高さ900H(建築工事)  1200 900 650 ▽ FL LA3P	S1S ハック付掃除流し(S形トラップ) ラインク 高さ1100H(建築工事)  1100 ▽ FL S1S

衛生器具標準図(中学校)

洋 風 便 器	多 目 的 便 所 洋 風 便 器
CYA1FV 洋風サイト節水Ⅱ形便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付2連ワタチ式)  ▽ FL	CYB2FV 多目的便所用 洋風サイト便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付 2連ワタチ式) (I型手すり前出120mm 以上の場合の配置)  ※便器先端寸法+250 I型手すり (建築工事) 50以上確保 150 100 250 700 ▽ FL ※寸法は建築工事
和 風 大 便 器	小 便 器
CW1FV 節水形和風洗出し床上給水 節水Ⅰ形大便器 M7 紙巻器 (ステンレス製棚付2連ワタチ式)  ▽ FL 250 500 M7 CW1FV	UA1FV 壁掛ストール小便器 ライン高 高さ1300H(建築工事)  1300 350 UA1FV ▽ FL
洗 面 器	掃 除 流 し
M2 盗難防止形化粧鏡 (350×450) LA3P 平付洗面器(小形) ライン高 高さ1000H(建築工事)  450 1000 750 1400 M2 LA3P ▽ FL	S1S バック付掃除流し(S形トラップ) ライン高 高さ1100H(建築工事)  1100 S1S ▽ FL

【別表9】

工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成

フォルダ名称			CALS相当フォルダ (参考)	《格納内容》 格納データ(主なもの)	備 考
	(サブフォルダ)				
100契約	110契約関係		OTHR	《契約関係書類》 工事請負(変更)契約書(写)、 契約工程表、 現場代理人等(変更)通知書	
100契約	120実績情報		OTHR	《実績情報》 工事実績登録(コリス)内容、 受領書(写)	
100契約	130工事中断		OTHR	《工事中断》 状況調査報告書、理由書	
100契約	140工期変更		OTHR	《工期変更》 変更工程表、変更理由書、 工期算出根拠	
200設計	210原設計書		DRAWINGS	《原設計書》 工事設計書、設計図面、 共通仕様書、特記仕様書、 施工条件明示、 入札時質疑回答書	
200設計	220設計変更		DRAWINGS	《設計変更》 変更設計書、変更図面	
300施工	310施工計画	311施工計画書	PLAN	《施工計画書》 施工計画書、施工体制図、 施工要領、下請業者選定通知書、 産廃計画、 安全管理計画	施工前決裁 済みと同等
300施工	310施工計画	312実施工程	SCHEDULE	《実施工程表》 全体工程表(実績入り)、 月間工程表、週間工程表、 タイムスケジュール	
300施工	320工事打合せ簿		MEET	《工事打合せ簿》 工事打合せ簿、議事録	
300施工	330機材関係		MATERIAL	《機材関係資料》 試験成績書(機材検査に伴うもの)、 品質証明書、出荷証明書、 納品伝票	
300施工	340施工試験		PROCESS	《試験関係資料》 試験成績書(施工検査に伴うもの)、 試験機器校正記録	
300施工	350発生材関係		SALVAGE	《発生材関係資料》 発生材調書、 処理報告書(マニフェスト写)、 メーカー引取証明書	
300施工	360図面	361完成図	DRAWINGF	《完成図》 完成図、竣工図	
300施工	360図面	362施工図	K_BOOK¥B_INST	《施工図》 施工図	
300施工	360図面	363機器図	K_BOOK¥B_DEVICE	《機器図》 機器仕様書、製作図	
300施工	370計算書		K_BOOK¥B_CHECK	《計算書》 各種計算書	

【別表9】

工事関係書類用データ CD格納時基本フォルダ構成

フォルダ名称			CALS相当フォルダ	《格納内容》 格納データ(主なもの)	備 考
	(サブフォルダ)		(参考)		
300施工	380施工管理	381出来形	K_BOOK¥B_EXAM またはPROCESS	《施工管理記録書》 月報(出来形管理表)、日報	
300施工	380施工管理	382安全管理	PROCESS	《安全管理記録書》 KY活動記録、入構教育記録、 安全ハットロール記録	
300施工	380施工管理	383事故対応	PROCESS	《事故・苦情関係資料》 事故報告書、苦情対応記録	
300施工	390検査関係		INSPECT	《検査関係資料》 材料検査記録、竣工検査記録、 工事検査記録(監督職員検査、 課内検査、完了検査)	
400保全	410取扱説明書		K_BOOK¥B_MANUAL	《取扱説明書》 取扱説明書、手順書、 グリーン購入実績表、 問い合わせ先一覧	
400保全	420引渡し		MAINT	《保全に関する資料》 保全に関する説明書、 予備品等引渡し簿(リスト)、 メーカー保証書	
400保全	430官公署届		MAINT	《官公署届出書》 官公署届出書類一覧、 届出書類副本(写)	
500その他	510文化財埋蔵物		OTHS	《文化財その他埋蔵物》 状況調査報告書	
500その他	520その他		OTHS	《その他資料》 近隣説明資料(ビラ、張り紙等)	
600写真	610施工写真		PHOTO	《施工写真》 工事記録写真	
600写真	620完成写真		PHOTO	《完成写真》 完成写真(全景)	

1. 当フォルダ構成は電子納品(CALS)の構成を参考としているが、格納データは電子納品としては扱わないものとする。
完成図書及び工事検査用書類の原本は紙ベースとし、格納データは基の電子データ(文書、表、CAD)とする。
電子データにて作成していないものについてはスキャナによる取り込み画像とする。

2. 基本フォルダ構成、名称は原則固定とし、上記以外の下層フォルダは極力追加しない。
また、格納時に該当するデータがないフォルダについては削除可とするが、フォルダ番号は詰めない。

3. フォルダ名称については、英数は半角文字とする。

【別表 10（機械設備メーカーリスト）】

機 械 設 備 メーカー リ ス ト

(1) 配 管

①

品 名	使用メーカー	代理店名	代 理 店 所 在 地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
配管用炭素鋼鋼管 (SGP)						
圧 力 配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管 (STPG370-Sch40)						
水 道 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 鋼 管 (VB,VD,FVB,FVD)						
給 湯 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 鋼 管 (HVA)						
排 水 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 鋼 管 (D-V A)						
消 火 用 外 面 被 覆 鋼 管 (VS,STPG370-VS)						
排 水 用 鋳 鉄 管 (C I P)						
排水・通気用鉛管 (L P)						
耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 (H I V P)						
排 水 用 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 (V P)						

機械設備メーカーリスト

(1) 配 管

②

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
給 水 用 ス テ ン レ ス 銅 管 (SUS)						
給 湯 用 銅 管 (C u - M)						
冷 媒 用 銅 管 (C u - H)						

(2) 継 手

③

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
配 管 用 炭 素 鋼 銅 管 継 手						
圧 力 配 管 用 炭 素 鋼 銅 管 継 手						
水 道 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 銅 管 継 手						
給 湯 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 銅 管 継 手						
排 水 用 塩 ビ ラ イ ニ ン グ 銅 管 継 手						
消 火 用 外 面 被 覆 銅 管 継 手						

機械設備メーカーリスト

(2) 継 手

④

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手						
排水用硬質塩化ビニル管継手						
給水用ステンレス鋼管継手						
給湯用銅管継手						
冷媒用銅管継手						
フレキシブル継手 (SUS)						
フレキシブル継手 (ゴ ム)						
防 振 継 手 (SUS)						
防 振 継 手 (ゴ ム)						
伸 縮 継 手						

機械設備メーカーリスト

(3) 弁 類

⑤

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
仕 切 弁						
玉 形 弁						
逆 止 弁						
バ タ フ ラ イ 弁						
自 動 エ ア 抜 弁						
定 水 位 弁						

機械設備メーカーリスト

(4) 保温・塗装等

⑥

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
保 温 材 ポリスチレンフォー ム						
保 温 材 ロ ッ ク ウ ール						
保 温 材 グ ラ ス ウ ール						
塗 料						

(5) 機器類

⑦

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
衛 生 機 具 類						
節 水 装 置						
排 水 金 物 類						
ポ ン プ 類						
消 火 栓 類						

機械設備メーカーリスト

(5) 機器類

⑧

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
滅 菌 機						
濾 過 装 置						
水 槽 (F R P)						
水 槽 (鋼 板)						
鉄 製 防 蝕 水 槽						
圧 力 タ ン ク						
給 湯 ボ イ ラ ー						
浄 化 槽 (FRP合併)						
浄 化 槽 (合 併)						

機械設備メーカーリスト

(5) 機器類

⑨

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
空 調 機						
冷 暖 房 機 器 (EHP)						
冷 暖 房 機 器 (GHP)						
フ ァ ン コ イ ル ユ ニ ッ ト						
全 熱 交 換 器						
冷 温 水 発 生 器						
冷 却 塔						
膨 張 水 槽						
送 風 機						
排 煙 機						

機械設備メーカーリスト

(5) 機器類

⑩

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由
換 気 扇						
スパイラルダクト						
フレキシブルダクト						
排 煙 口 及 び 制 気 口 類						
フ ィ ル タ ー						
加 湿 器						
自 動 制 御 機 器						
太陽熱集熱パネル						
防 災 設 備 類						

機械設備メーカーリスト

()

⑪

品 名	使用メーカー	代理店名	代理店所在地	電 話	担 当 者	市内代理店を使用しない理由